

## 関係者からのヒアリング（第 2・3 回）における意見の概要

### ◆ 発表者：広石 美帆子 日本放送協会知財センター著作権・契約部長

『DX時代に対応した著作権制度・政策の在り方について』

(権利処理のニーズ・具体的な利用場面)

- ・ NHKは、放送番組のインターネットでの同時・見逃し配信や、国内外のネット配信事業者への番組提供等を行っている。番組の再活用による利益を権利者に還元し、新たな創作活動につなげていくことが重要。
- ・ インターネットにおけるコンテンツ流通は、大量の流通が可能となったという特徴がある。NHKにも過去の放送番組のインターネット配信についての要望がある。なお、現在制作している番組は、配信の予定がある場合は配信も含めて権利処理を行っている。
- ・ 国境を越えた侵害行為の横行により、正規の事業への打撃があるため、正規版のコンテンツの流通を迅速に進めることも1つの対抗策。
- ・ 過去の放送番組の活用のための権利処理について、著作権使用料のみならず、権利処理業務に係る人件費等のコストが大きく、ビジネスとして見合わないこともある。一方、海賊版は権料支払いも権利処理コストも不要である。
- ・ 日本では集中管理が進んでいない分野が多いこと、権利者不明著作物の存在が原因。権利者不明の場合、相続等で複数人のうち数名がわからなくなっていることも、全くわからないこともある。

(裁定制度について)

- ・ 裁定制度については、改善が図られているものの、個人情報保護が強化される中で、利用者による探索が困難になり、不明者探索とその疎明資料収集のコストに疑問。

(拡大集中許諾制度について)

- ・ 不明権利者にも対応できる拡大集中許諾制度の導入も視野に入れつつも、まずは権利者団体による集中管理の促進が必要。教育分野における、分野を超えてワンストップで手続きができる一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）のような仕組みが期待されるが、拡大集中許諾制度を導入するには、集中管理が進んでいないと難しいという意見がある。

(データベースについて)

- ・ 団体管理以外の著作物については、権利者の連絡先や意思がわかる、何らかのデータベースへの登録を検討してもよいのでは。登録されていない場合には、公益性や利用の目的に応じてある程度の権利制限を検討することも一案。

(技術の活用について)

- ・ 音楽ではフィンガープリント技術が導入されているが、音楽分野以外におけるデジタル技術の導入の可能性も検討していく必要がある。

◆ 発表者：三好 佐智子 EPAD 事務局マネージャー／有限会社 quinada 代表取締役

『大規模配信事業を通じてみた可能性と課題』

(事業の概要)

- EPAD は、文化庁令和 2 年度戦略的芸術文化創造推進事業の文化芸術収益力強化事業として実施。コロナ禍で現場を支援するため、EPAD 事業として、演劇の公演映像や戯曲のアーカイブ化・商用での配信可能化等を行った。これまで、団体で権利処理を行うことが難しく、映像が死蔵されてきたが、今回の事業では、専門家により権利処理を支援したことが画期的。
- コロナ禍の中での対価の素早い還元、権利処理の徹底、作品の未来への継承を目指し、権利処理を進め、事業費の 72%を現場で還元した。今後も国外配信事業を行ったり、欧州のオンライン演劇祭に出品したりする。
- 早稲田大学演劇博物館や著作権団体・協会組織等や、協力弁護士等と協力して事業を遂行した。

(権利処理のニーズ・具体的な利用場面)

- 権利処理において、特に、上演時には処理が不要な著作隣接権について、二次利用の際に原盤権者の許諾を取ることが必要になり、権利処理が滞るという課題があった。
- 権利者散逸により同意が得られないということや、楽曲の権利者がわからない、権利処理に時間がかかることが課題として判明した。それには、楽曲はもちろんのこと、観客の映り込みや、テキストの引用許諾などクリエイション時に制作サイドが正しい知識を持って権利処理に当たること、それから平均 9.3 名 (EPAD 例)、最大で 60 名になる権利者が散逸する前に許諾を得ておくことが肝要である。また、専門チームで 2 週間以上かかった EPAD 例を鑑みて、専門外の方が権利処理を行うことは簡単ではないということが判明。
- 映像の権利処理で活用可能化を行うことにより、配信などでのマネタイズができ、新たに社会的文化資産として活用できる。それにより、新たな創作を行ったり、次世代の創作のインスピレーションになったりする。このようなサイクルを行う実現しなくてはならない。
- DX への対応等のため、演劇に関する配信のニーズが高まることを踏まえ、権利処理の啓蒙・インフラ化が必要。権利処理に対するサポート体制が必須。また、原盤権に関する集中管理、舞台芸術関係者や舞台映像の権利の集中管理体制が望まれる。
- 舞台芸術関係者が権利処理に関する知識がないため、ガイドラインの作成を行っているが、まず、問題となり得るものを創作時に把握し、権利処理のための契約書の啓蒙が必要。また、権利処理自体を外部の中間団体に任せられるようになると望ましい。

◆ 発表者：甲斐 顕一 株式会社ドワンゴシニアアドバイザー

『ネット音楽利用の課題～ニコニコでの取り組み～』

(権利処理のニーズ・具体的な利用場面)

- ・ 音楽を利用したいシーンが広がっており、動画、ゲーム、DJ、生放送、BGM等で音楽を利用したいという希望が多い。特にネット音楽については、二次創作、三次創作…とユーザーの利用によって広がっており、同社としては促進する姿勢を取っている。

(課題と取組)

- ・ ネット音楽の著作権者が、自分の楽曲の利用法を指定できないという課題については、「ニコニ・コモンズ」というページを作り、自分のコンテンツの使用方法や使用条件を宣言できる仕組みを設けている。利用者は、その条件に従って素材ダウンロードして利用できる。
- ・ 把握が難しいネット音楽の利用については、作品の二次的著作物を登録できる「コンテンツツリー」の仕組みを用意し、二次創作者の申請ベースで創作の連鎖の関係性を登録することができるようにして、原著作者が確認できるようにしている。この仕組みは、イラスト、音声、楽曲、動画に対応している。
- ・ 二次著作に許諾してそれが有名になった場合等に、二次創作者のみに、広告収入などが入り、一次創作者に入らないことについては、「クリエイター奨励プログラム」を用意している。ニコニコ事業の収益を原資に人気度によって奨励金を分配しており、二次的著作物の人気も「子ども手当」として原著作りに反映している。活用いただいているクリエイターが6万ユーザー程度いる。
- ・ また、自社で開発しているフィンガープリント技術によって、音楽の利用を正確にプログラムで検知し、データの把握・使用状況の報告ができるようにしている（「ライツコントロールプログラム」）。楽曲の登録・検索のデータベースが確立した上で、使用状況を把握して技術を使い、社を管理することで、正確な対価の配分を行うということが重要。

(今後の取組)

- ・ フィンガープリント技術のデータベースがレコード協会加盟会社のメジャーな音源しか載っていないため、ネット系のボカロP等、個人で活動している著作権者の音楽にも拡充したい。
- ・ ニコニコ動画において、ネット音楽の作品情報をデータベース化して集約し、情報提供できるようにしたいと考えている。

## ◆ 発表者：松本 杏奈 スタンフォード大学学生

### (活動経歴)

- ・ 社会問題への意識啓発活動を芸術を通じて行っている。

### (若者と著作権)

- ・ 例えば、学校の授業で作成する資料などにおいて、出典を書くというような基本的なことができず、若者の権利処理意識が低い。
- ・ また、学校の発表で使うような素材についても、教員は使用できるが学生は使用できないというような利用条件のものもあり、著作権を侵害しないようにすると、使用できるものが特定のものに限られ、自分で作らなければいけないというようなことがあった。
- ・ 音楽業界の新人発掘にインターンで関わっていたが、小学生～高校生人も多く、クリエイターの低年齢化が起きている。
- ・ SNSにおいて、音楽や絵画の発信がすぐにできるようになり、日本の著作権に関する教育が進んでいないために、犯罪のハードルが下がってしまいます。
- ・ 高校の公式キャラクターを作成したが、グッズ化の際に、自分の手を離れたところでキャラクターの改変とがされており、権利者としては驚いたことがあった。

### (集中管理について)

- ・ 権利についてそれぞれが専門家レベルの知識を持っているわけではなく、わからない状態で使うと無意識のうちに犯罪になってしまう可能性がある。
- ・ クリエイターの立場を守るという観点からも、作品を広めるという観点からも、権利を一括管理した方が良いのではないかと思う。自分の力で権利を管理できるのであればそのままでもよいが、管理が大変でおそろかにするのであれば、集中管理をした方が良く考える。

### (簡素で一元的な権利処理について)

- ・ 自分自身は、社会問題を扱った著作物については、作品が独り歩きするのは良いと考えているが、クリエイターにとって、誰が作ったわからない状態で流布するのは、望ましいことではない。
- ・ クリエイターがきちんと守られていく必要がある。今後金の卵も、犯罪も埋もれていくことを懸念している。

### (普及促進・教育について)

- ・ 自分自身は、著作物を利用されるということもあり、利用する際に利用規約を読んだり、法律を確認したりして勉強をした。一方、若者の状況を鑑みると、日本では著作権に関する教育ができていないのではないかと思う。
- ・ 若者の身近には、著作権法に違反しているものもある。例えば、それが違反しているものであるとわかるような周知・広報をしたら良いのではないか。

◆ 発表者：一般社団法人映像コンテンツ権利処理機構 中井 秀範 理事、椎名 和夫理事

『DX時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見』

(事業の概要)

- ・ 同機構は、2009年に放送実演に係る一任型、非一任型の権利者団体を統合して、放送番組二次利用の権利処理をワンストップで担当する窓口として設立。また、2015年には、同機構自らが、放送実演に係る著作権等管理事業を開始し、権利者側で行える利用円滑化方策を行っている。
- ・ 現在は、同機構において、放送番組の二次利用関係の業務として、放送事業者から使用したい番組名・出演者名の申請があると、出演者の所属先を特定し、一任型権利者についてはaRma自ら許諾を行い、非一任型権利者については連絡の上許諾を取るという業務を、並行して行っている。また、裁定制度に関連して不明権利者の探索業務を行っている。
- ・ 管理実績は、放送番組の二次利用に対応して権利処理を行う必要がある実演家のうち、87.7%が同機構の管理下になっている。

(クリエイターの権利について)

- ・ 簡素で一元的な権利処理を目指すあまり、権利者の権利の迂回縮減があってはならない。
- ・ 映像実演については、露出のコントロールにより、コンテンツの価値を最大化しており、許諾権が有効に機能している。

(利用円滑化の取組について)

- ・ 利用円滑化のため、WEBベースの権利処理システム ARMs を開発・運用している。
- ・ 授業目的公衆送信補償金管理協会と映像実演分野の分配について協議。
- ・ 実演家の権利処理プロセスにおいては、権利者の特定に手間やコストがかかるため、AIを利用した顔認識技術等の先端技術の導入について、現在検討を行っている。

(非構成員に対する対価還元について)

- ・ 2006年当時に実演家の団体である芸団協 CPRA が、著作権等管理事業法に基づく一元型業務を開始する際に、それまで非一任型で管理してきた業務と異なり、管理する実演家の数が減少する事態が発生。その際に、文化庁の要請により、「過渡的受け皿」として、CPRAに委任していない実演家（非構成員）について委任を取得するよう努力するとともに、その間に発生した使用料はCPRAが預かり委任を得て支払い、一定期間支払えなかった使用料は放送局に返却する、という業務を行った。
- ・ その後 aRma では、不明者探索業務に関して、裁定制度における「利用者の相当の努力」を同機構が代行し、ノンメンバーの委任を取得することにより集中管理の促進を目指すとともに、委任を拒否された場合には放送局が個別に権利処理を行い、探索の結果所在が不明であれば、裁定制度の適用を受けるというような実務が定着している。この中で、新規に委任を取得できる率は、近年は50%前後である。団体に所属したくない、相続人の理解が得られない等の理由で、団体に所属しないという例もある。
- ・ 映像実演の非構成員が権利制限を受けるケースに「再放送の同時配信」が挙げられるが、それを取り扱う指定管理団体において、権利制限を受ける非構成員だけを取り扱うのではコスト的に非現実的であることから、権利の態様も異なる「再放送全般」を一体的に管理するような取組も必要となり、そのためには関係者間の十分な協議と検討が必要。

(拡大集中許諾制度について)

- 実演家分野は作品に関与する権利者の数が多いため、一定の合理性を持つ仕組みである。特に、「非構成員（ノンメンバー）」の権利処理のみでは、業務の実現可能性に疑問があるため、集中管理の推進の観点からは、有効。
- ただし、分配できなかったノンメンバー分の配分金の処理方法については、日本の実情等に照らして十分検討が必要である。
- ただし、ノンメンバーの権利をただ迂回縮減することを目的として導入が検討されるのであれば、反対。

◆ 発表者：一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会 高杉 健二氏

『授業目的公衆送信補償金制度の現状と課題』

(事業の概要)

- 2018年の著作権法改正により、授業目的公衆送信補償金制度が創設され、新型コロナウイルス流行によるオンライン遠隔授業等のニーズの高まりを背景に、2020年4月28日に前倒しで施行された。関係当事者（教育関係者、有識者、権利者）が参加する関係者フォーラムにおいて、法35条の具体的な運用を検討・整理し、公表している。
- 授業目的の公衆送信について、以前は個別に許諾を取る必要があったところ、補償金の支払いにより無許諾で利用できることになり、ICTを活用した教育の推進に資するようになったと考えている。
- 授業目的公衆送信補償金を収受する権利は、文化庁長官が全国を通じて1個だけ指定する団体（指定管理団体）だけが行使できるとされており、本協会（SARTRAS）は指定管理団体に指定された。SARTRASは法律により、著作者、実演、レコード、放送、有線放送の団体を構成員とすることになっており、新聞、言語、視覚芸術、出版、音楽、映像等の6分野の協議会を構成団体としている。
- 補償金額は、2020年度は、新型コロナウイルスの感染症の流行により、権利者の理解を得て無償とし、2021年度からは文化庁長官に認可された補償金額に沿って支払いいただくことになった。年間包括料金と公衆送信1回・1人当たりの料金を定めており、補償金額は3年経過毎に見直しを行うこととしている。
- 補償金の分配については、教育機関からのサンプル方式による利用報告に基づき、権利の管理の受託の有無にかかわらず、当該分野の権利者の利益を代表し、当該権利者への補償金の分配を網羅的に遂行できる能力を有すると認められる著作権等管理事業者又は権利者団体に補償金の分配を委託し、当該団体が個別の権利者に分配することとしている。また、補償金額の2割を共通目的事業に支出する。権利者の検索は10年間行うこととしているが、判明しない場合はその補償金は共通目的基金に組み入れることにしている。
- 登録、申請から、見積書、請求書の発行まで、すべてペーパーレス且つオンラインで行える窓口を用意している。7月末時点の申請の状況は、全ての教育機関数に対し29.8%である。個別の権利者の許諾がならず、あらかじめ補償金額が明示され、支払先も1つであり、利用者側のコストは大幅に減少したと考えている。
- 今後の課題として、教育機関における利用報告の作業負荷の軽減と、著作権者への分配精度の向上とのバランスが挙げられる。将来的には、教育の現場で利用可能な著作物等に関するデータベースの構築・活用の検討が必要になると考えている。また、デジタルの著作物をフィンガープリントやAI技術を活用して特定できるようにする等の検討を今後行っていきたい。収受した補償金を合理的なコストで、透明性をもって権利者に分配するまでがSARTRASの役割と理解している。

## D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：公益社団法人 日本文藝家協会

### 1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

#### 【回答】

- D Xの深化に伴うコンテンツの爆発的増大と利用の多様化に対応するため、著作権者の意思に基づいた権利の集中管理を推進することは重要と考える。
- 文章を書き記すことは人類普遍の行為であり、文芸分野に於ける委託者のフロンティアはあまりにも広大であるが、まずは業として著述活動に従事、または日常的に執筆活動で対価を得ている方およびその権利者を対象に委託者を増やすべく努力を続けている。
- 現状の委託者は物故者も含め、約3,800人。少数ながら当協会に著作権を譲渡・移転する例もある。
- 文芸作品の範囲は幅広く、利用目的も多岐にわたるため、何を基準に管理率を算出するかが問題となるが、例えば学校教育における国語科目の入試問題、学習参考書・副読本・問題集等の教育目的については塾・予備校での利用も含め、適法な利用の3分の1程度をカバーしているといわれる。

### 2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

#### 【回答】

- 多くの著作権者の意思に基づいた一元的な権利処理スキームの実現はバリューギャップの軽減に繋がりうるものと期待される。時に独善的で高圧的な巨大プラットフォームの振る舞いに対して、管理著作物のボリュームを背景に著作者・著作権者の立場を保全し、本来得られるべき安定的で適切な対価の確保を図ることで創作のサステナビリティの強化に資する。
- 先述のように文芸作品は娯楽から学術、故事から最新の知見、或いは極右から極左までとあらゆる領域を対象としており、利用の態様について、それぞれの作品ジャンルごとに長年にわたって培われてきた慣習や各作品に特有の事情が存在する。それらすべてを一つのルールのもとにコントロールすることによって、文芸作品が築いてきた広がりや自律性を毀損する結果とならないよう十分に留意する必要がある。



3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

【回答】

- 著作権等管理事業法の立法の理念は、同一分野において複数の管理事業者が切磋琢磨することで権利者・利用者双方にメリットがもたらされ、その結果として全体の利益の最適化が図られるというもので、その前提の範囲内、即ち権利者・利用者双方に資する目的であれば権利者団体間でコラボレートすることは理にかなうと考える。
- 著作物の種別によって作品の識別に必要な属性は全くと言っていいほど異なる。それらを一つのデータベース構造に無理やり当て嵌めて管理することが不可能であることは議論の余地はない。一方で、APIを活用した利用者向けDBポータル構築や共通の問い合わせ窓口の開設は著作物利用の円滑化に資すると思われる。ただし、多くのユーザーが満足できるレベルのものを造るには相当の開発コストが必要であり、また常に情報を更新しつつ、安定的に運用するには長期的な資金の裏付けが不可欠となる。現実の問題として、早期の実現には公的資金の投入を視野に入れるほかない。

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】

- 前提として、著作権管理事業は管理委託約款に基づいて著作権者と管理委託契約を締結。その上で使用料規定に従って利用を許諾し対価を徴収する。それらを契約に定められた通りに委託者へ分配するスキームであり、その限りでは管理事業者は非委託者に対しては関わりを持ちえない構造となっている。一方で当協会は公益団体あり、文芸文化振興のために非営利事業として著作権管理業務を行っている。協会員に限定することなく広く著述・文筆関係の方々に向けて著作権管理に関わるサービスを提供し、非会員に対しても協会員と区別のないリーズナブル条件で受託している。
- 協会員ではなく委託者でもない非構成員にも文芸作品利用に伴う対価還元を行っていくことは今後、公益社団法人として取り組むべき課題の一つであると考えているが、そもそも著作権者には委託しない自由が保障されており、現状はそれぞれに委託していない事由（自己の作品の利用許諾を他人任せにしたくない等）が存すると判断されるべきで、まずは各著作権者の意思と矛盾することのない方策があり得るのか検討の必要がある。その場合も管理コストの増大等、既存の委託者の不利益とならないことが前提となる。
- 仮に何らかの形で非構成員へとウイングを広げるとしても、当面は商業作品、つまりコマーシャルベースに創作され、或いはマーケットに投入されたものに限定し、UGCまで対象とはしないことが現実的。また本目的に限った上で、個人情報保護法の例外規定を設定するなど措置も必須と考える。加えて本来、利用者が負うべき権利者の探索や事務処理に付随するコストを権利者団体に転嫁することがあってはならない。

## 5. いわゆる拡大集中許諾制度について

### 【回答】

- 拡大集中許諾は（制度設計の内容にもよるが）権利委託を行わないと判断した著作権者から許諾権を奪い去る結果となり、その影響について慎重に検討する必要がある。
- 他にも文芸作品にあっては、自己の確信に適合しなくなった作品や時代とともに基準が変化する差別表現を含む作品の扱い、時評や報道おける実名記述（逮捕後に不起訴または無罪となった等）の問題、いわゆる忘れられる権利への配慮等、クリアしなければならない多くの課題が存在する。

## 6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

### 【回答】

- 今次基本政策小委員会のテーマであるDX時代に対応したコンテンツの利用円滑化・権利保護、適切な対価還元方策がスコープしている対象は、もっぱら第三者による既存作品の再利用・二次利用に関する事項に留まっているが、DX時代に対応した著作権制度・政策の在り方を検討するのであれば、まずはDXが新規作品の創作に寄与するために求められる施策やDXを創作活動の持続可能性の基盤強化に役立てる方策から議論をスタートするべきと考える。
- 我が国の豊かなコンテンツを世界に発信していくためには、ビジネスの互換性を担保する意味でも、権利保護の水準を国際標準レベルに確保しつつ、曲りなりにもこれまで自律的に発展してきた日本の文化芸術めぐる環境の維持に多くのリソースを割くことが望まれる。そのためにも創作の現場のニーズに即した資金投下やメガプラットフォームの横暴を許さない仕組の導入が急務である。

## D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：株式会社 NexTone

### 1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

音楽分野においては複数管理事業者における集中管理の仕組みが既に整っており、市場に流通している作品の多くが当社または JASRAC において管理されている。

[参考データ]2021年6月末管理作品数

オーディオ	139,430
ビデオグラム	208,013
ゲームソフト	164,987
映画録音	199,238
広告目的複製	174,214
インタラクティブ配信	219,912
放送・有線放送	162,283
出版	100,180
貸与	145,036
業務用通信カクカ	149,236
管理作品全体	236,999

### 2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

#### 期待

- ・ コンテンツの利用拡大に伴い収益が増加する。
- ・ 各種データの統合の際にデータクリーニングが行われ、データの不備や不整合が改善される。
- ・ データの受領ルートが統一されるため、許諾・請求業務の効率が向上する。

#### 懸念

- ・ スキームによっては各管理事業者における業務・サービス・規定等の幅が狭まり、事業者間における競争を制限する可能性がある。
- ・ データに不備が発見された際や修正が必要な際に円滑な対応が可能であるか。
- ・ 各団体における個別判断やイレギュラー事案に対応できるか。
- ・ 利用割合の正確性が担保されるか。
- ・ 利用実績報告の精度が担保されるか。
- ・ 各分野を横断したデータベースやフォーマットの統一が必要。

3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

- ・ 一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会（MINC）に参加し、統合データベースの構築を進めている。
- ・ 一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会からの補償金の受領を検討中。

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

- ・ 著作権管理事業において、契約委託者のみに使用料を分配している。
- ・ 非構成員に対しても対価が還元されるべきではあるが、意思を持って自己管理形態を採用している権利者・作品も存在するため、慎重な検討が望まれる。

5. いわゆる拡大集中許諾制度について

- ・ 運用主体の選定
  - ・ 運用コストの捻出
  - ・ 制度の対象となる利用形態の選定
- など課題は数多く、慎重な議論が行われることが望まれる。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

## D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：一般社団法人 学術著作権協会

### 1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

#### 【回答】

- 当協会は、国内の学協会が発行する自然科学系を中心とした学術著作物の権利を管理しており、学会名鑑を基とする学協会のカバー率は約 34%（2019 年 3 月）である。また、海外は学術分野に限らずテキスト・イメージの分野を網羅的に管理する複製権管理団体と 35 の双務協定を締結しており、日本で利用頻度の高い海外の出版物などは概ね網羅的に管理していると考えている。
- 当協会は今までも集中管理の促進に向けた取り組みを継続しており、集中管理の促進について基本的に賛成の立場である。
- 国内の学協会はその規模もさまざまであり、著作権処理の仕組みに精通した人材が不在であるケースも多いため、当協会が、今後、さらなる集中管理を促進するためには、より一層の周知啓発が必要と考えており、セミナーなどによる情報発信機会を増やしているところである。

### 2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

#### 【回答】

- 学術分野に限るのであれば、例えば、拡大集中許諾制度を導入することにより、これまで著作権処理の仕組みに精通した人材が不在であるため著作物の利用や対価還元が十分でなかった学協会の著作物の利用性が高まるとともに適正な対価還元が行われ、さらには集中管理の促進にもつながる可能性があるため、メリットは少なくないと考ええる。
- ただし、管理事業者としての実務上は、一部の利用者や非構成員との間では、先方に著作権処理に精通した人材がいないが故に徴収・分配がスムーズに進まないケースや、トラブルの原因になることが懸念され、一元的な権利処理の導入から当面は事務コストが嵩むことを危惧する。
- 一元的に権利処理をする場合、対象となる利用行為によって、既存のライセンスの成熟度や市場性がかなり異なることが想定されるだけでなく、著作物分野毎に求められる利用の態様要件が異なることも踏まえると、一元的な権利処理に集約するのは非常に困難であるため、導入するとしても個別 ECL のように個別具体的な導入を検討すべきと考える。例えば当協会においては特に民間企業における利用（研究開発利用も含む）については米国 Copyright Clearance Center とのパートナーシップの下で Multi National License（本社のある国・地域だけでなく子会社、関連会社及び工場のある国・地域を含め一括で著作権処理する契約）を展開しており、既存のライセンスモデルとの競合に係る調整等において困難を極めることを危惧する。
- また、制度設計上、海外の権利者の利益を考慮しているかという点について懸念があり、学術文献に関して言えば、圧倒的に海外出版社が権利者となっており、海外著作物も一元的な権利処理に含めるのであれば、海外著作物の権利者からも広く意見聴取が必要であると考ええる。

3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

【回答】

- 当協会では、国内は932の団体から7,318点（タイトル数/2021年3月末日）、海外は35の国・地域と双務協定を締結し4,482,111点（同上）の著作物の権利を受託しており、それらを独自にデータベース化し、利用者が検索することを可能としている。特に海外のテキスト・イメージ分野の著作物に関するデータベースは諸外国においても整備できている団体は少なく、世界複製権機構（IFRRO）を通じて、各国の団体より問合せを受けている。
- ただし、年々整備コストは増加しており、権利処理の円滑化に向けた取り組みを進展させるためには、諸外国と比較して低廉な使用料体系を改善していく必要もあると考える。
- 権利者情報を集約する大規模DBの構築等、集中管理の促進は望ましいが、分野毎に管理団体が複数存在し、非構成員も多数存在するという点や、分野毎に権利者が管理する情報が異なり、また、ユーザーが求める要件が異なることを考えると、分野毎にデータベースを構築し、横断的な検索サービスを構築した方が合理的と考える。更に、技術の進歩も考慮すれば、写真などの場合では、画像検索技術のニーズが見込まれる一方、テキスト著作物では画像検索よりも音声認識技術の方がニーズが高いと思われる。いずれにせよ、現時点ではまだより深い議論を必要とする段階と考える。

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】

- 当協会は海外の管理団体より当該国において徴収され送金される日本の著作物の使用料に関して、当協会に未委託の権利者（非構成員）については、HPに公開するとともに、可能な限り権利者探索を実施し、使用料分配および管理委託を進めており、対価還元に関与している。
- 非構成員においては、コンテンツ利用への対価還元が第一のメリットであり、対価を受けることで非構成員自身が改めて著作権に目を向ける機会となることもメリットと考える。当協会は、対価還元とともに非構成員へ委託を働きかけることで、集中管理促進の一助となると考えている。今後は、授業目的公衆送信補償金にかかる分配業務受託団体としても、同様に対価還元および権利受託に努めることを予定している。
- 著作権に詳しくない非構成員への対応については、著作権に係る知識の粒度に差があり、刊行をアウトソーシングしている団体もあることなどから、実務的には、権利関係の判明に時間を要することも多い。当協会としては、著作権関係のセミナー等を開催し啓発活動に努めるとともに雛形として利用可能な著作権関係の規定を提供するなどしている。

## 5. いわゆる拡大集中許諾制度について

### 【回答】

- 拡大集中許諾制度は、学術分野においては、著作権処理の仕組みに精通した人材が不在であるような学協会の著作物の利用性を高めるとともに対価還元を促進し、さらには集中管理の促進にもつながる可能性があるため、メリットは少なくないと考えます。
- ただし、一元的に権利処理をする場合、2の回答にて述べたように、対象となる利用行為や著作物分野によって、既存のライセンスの成熟度や市場性がかなり異なることが想定されることから、いわゆる個別 ECL のように個別具体的な導入を検討すべきと考えます。また、ECL の議論で重要な点は、ECL は Extended Collective License であり、既存の Collective License (包括ライセンス) が既に存在し、多くのステークホルダー (権利者、利用者、非構成員も含めて) が既存の包括ライセンスの仕組みを受け入れ、機能していることが前提で何を Extend (拡張) するのかという点を明確にし、ステークホルダー間で合意する必要があると考えます。加えて、使用料の設定、徴収方法および権利者への分配方法をどのように設計するのかという点について、利用実態の把握を十分に行った上で慎重に検討すべきであることを考えると相応の時間をかける必要があると考えます。
- 非構成員と言っても、自団体・自社での管理を主張する場合も多々見受けられるため、オプトアウトを設けるなど、フリーライドを回避する対策も必要と考えます。
- 著作権法は属国法であるため、ECL の施行は日本国内のみに適用されると理解しますが、その場合、Multi National License のような海外を含む包括ライセンスに影響を与えないような制度としておくべきであり、日本のユーザーの特性を考慮すると、国内では許諾可だが海外では許諾不可の分は使用料を調整すべきといった議論になり、かえって権利処理を複雑化させる可能性を懸念します。
- 今後、日本で仮に拡大集中許諾制度が導入されるとすれば、分野によっては非構成員が相当数存在する可能性があり、分配の遂行が極めて困難になると想定されることから、北欧諸国のように分配されなかった使用料について一定期間経過後に一定条件で使用を認めておく必要があると考えます。

## 6. その他 (権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について)

### 【回答】

- 権利者への対価還元にあたり、職業として著作物を創作する権利者と、SNS 上で多く見られる CGM (Consumer Generated Media) の権利者の取り扱いや、非常に読者が限られる専門書と多くの読者が存在する文芸書の取り扱いなども深い議論が必要と考えます。
- 著作権教育について、特に、国策として利用者の利便性を向上するような政策を実行する場合には、利用者の著作権に関する理解の向上についても国が責任をもって実行すべきと考えます。日本の現状を鑑みた場合、利用者の権利を尊重する傾向が強い印象があり、新たな権利を利用者に認める場合には、「権利」と「義務」を一对として権利行使時の義務 (責任) も利用者に認識してもらう必要があり、義務を果たさなかった場合のペナルティについてもしっかりと制度設計すべきと考えます。
- 当協会では、企業人や教育関係者を対象とする著作権セミナーの実施を通して、企業活動や教育現場において求められる著作権コンプライアンスの普及啓発に努めている。特にここ 2 年程は DX 時代の著作権コンプライアンスをテーマとし、2020 年 11 月に実施した際には 400 名ほどの参加者があり、興味関心が高くなってきていると推察されることから、より一層、官民一体となった普及啓発が重要と思われるため、ぜひ文化庁とも連携をしたいと考えているところである。

## D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：(一社) 日本映画製作者連盟

### 1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

**【回答】**

映画製作者は映画作品の流通において業界内における著作権等の集中管理は実施しておりません。

映画ビジネスは映画製作者が当該映画の完成原版を自ら個別にコピーコントロールすることで成立しています。従いまして、業界内で著作権等を集中管理する必要はありません。

### 2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

**【回答】**

映画の著作権は概ね映画製作者に一元化されており、そもそもシンプルな構造です。

映画内に複合的に内在する文芸（原作・脚本）、音楽の原作者が所属する著作権管理団体も概ね友好的で、映画作品の流通促進は順調です。

### 3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

**【回答】**

先述した通り、映画はそもそも著作権の構造がシンプルなので、権利処理の円滑化については、個社単位で鋭意対応しております。

### 4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

**【回答】**

意見はありません。

### 5. いわゆる拡大集中許諾制度について

**【回答】**

先ほど来、縷々ご説明しておりますが、映画ビジネスに拡大集中許諾制度は馴染まないものと思料します。



6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

映画のビジネスは映画製作者が完成原版を主体的にコピーコントロールしながらマルチユース（上映、その他の利用）することで成り立っており、第三者が許諾なく行う複製を原則的に禁止しています。

そのような中で、違法行為を別とすれば唯一、映画製作者がコントロールできない複製は、昔も今も変わることなく、著作権法第30条1項を基にしたテレビの無料放送から大量に行われる私的複製であります。

権利者への対価還元の一環として、現在停止している著作権法30条2項の私的録画補償金制度の早期運用開始を強く求めます。

## D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：一般社団法人日本動画協会

### 1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

#### 【回答】

現在のアニメビジネスは、複数の出資者より組成される製作委員会が製作・利用等に必要な資金を集めてアニメ制作会社に委託して制作したアニメ作品を、国内・海外を問わず放送・配信・ビデオグラム化（DVD や BD）・商品化等の権利を許諾する（ワンソースマルチユース）ことで収益を得ている権利許諾ビジネスである。また、アニメ制作にあたっては、原作者のほか多数の権利者が関わっているが、これらの権利者に対する利益分配も個別の契約・合意等に基づき製作委員会が行っている。

これらの状況から、アニメビジネスは集中管理には向いておらず、また権利者ごとに許諾している現状で国内外ともビジネスに大きな問題はないことから、集中管理を求める意向はない。

### 2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

#### 【回答】

デジタル化の進展により、個人で作品を制作して発表することも可能になっているが、個人で作品制作のほかに権利許諾業務なども行うことには負担があると思われるため、アニメビジネスのような契約等による権利処理が慣行となっているものとは異なる、個人もしくは少人数クリエイターが制作するコンテンツに利用できるような集中管理であれば検討の余地はある。

### 3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

#### 【回答】

自社が権利許諾の窓口となる作品についてデータを整備してホームページに掲載し問合せフォームを設けるなどしてスムーズにビジネスに繋げられるような取り組みを各社で進めており、先述した通り国内外ともに問題なくビジネスを進めている。

### 4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

#### 【回答】

特に意見はなし。

5. いわゆる拡大集中許諾制度について

【回答】

先述した通り、アニメビジネスに拡大集中許諾制度は馴染まないと考える。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

アニメ作品自体ならびに各種媒体のデジタル化・高画質化に伴い、無料のテレビ放送を録画あるいはDVDやBDをリッピングするなどして動画投稿サイトに違法アップロードする行為は、関係者による様々な対応にも関わらず現在もアニメビジネスに依然として深刻な影響を及ぼしており、一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構（CODA）など民間で権利侵害対応を行っている団体へのさらなる支援を希望する。

## D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：協同組合日本脚本家連盟

### 1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

#### 【回答】

- ・ 管理率は約 55.45%（2018 年度に地上波及び BS 波で放送されたドラマ、アニメ及び劇場用映画等の脚本家延べ人数から算出した割合＝10078 人／18175 人）。
- ・ 集中管理の促進について賛成。膨大なアーカイブの利活用を進めるには、権利者不明作品の増加を防止し、円滑な権利処理が行えるような環境を整えることが不可欠である。権利の保護を図りつつ、それを実現するには、権利の集中管理を推進するのが最善の方策と考える。
- ・ 非構成員（アウトサイダー）の当連盟への加入に取り組んでいるが、事業者が当連盟入会希望者に対して圧力をかけて加入を阻止することが後を絶たない。また、当連盟員への脚本執筆の委嘱を避けることや、今後は当連盟員に発注しないとの事業者の言動は日常茶飯である。

### 2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

#### 【回答】

知的財産推進計画 2021 にある「過去コンテンツ、UGC、権利者不明著作物を始め、著作権等管理事業者が集中管理していないものを含めた、膨大かつ多種多様な著作物等について、拡大集中許諾制度等を基に、様々な利用場面を想定した、簡素で一元的な権利処理が可能となるような制度」の具体案が示されなければ判断できないが、一元的である以上、既存の著作権等管理事業者の存廃を含む影響が懸念される。

### 3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

#### 【回答】

- ・ 同一分野の複数の権利団体による連携は、新規参入制限を撤廃した著作権等管理事業法の制定意図に反する。また、独占禁止法の観点からの検討も必要と思われる。連携が再委託の場合、権利者にとって、管理手数料の負担増につながるため、例示のように、再委託が合理的かつ効率的なレアケースに限り有効と考える。
- ・ 権利者情報等データベースには、個人情報も含まれるため、権利者情報等の共有は、その点を含めて検討すべきである。また、管理事業者等は権利者情報等データベースの整備・運用に長い年月と多大なコストを投じ続けていることも考慮すべきである。

#### 4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

##### 【回答】

- ・ 管理事業者等は、権利者との管理委託契約により権利行使し、使用料を徴収分配しているものであり、非構成員の意思を超越して管理することはできない。事務管理準用についても、管理事業者等は業として行っていること、流通しているコンテンツの多くは権利者が明らかなコンテンツであること、権利情報（契約による使用料基準や権利持分割合等）が不明であり、非構成員の意思に反したり、非構成員にとって不利な場合があったりすること等から事務管理を準用するには法的にも限界があると思われる。
- ・ 念のため付言すると、構成員か否かにかかわらず、コンテンツ利用の際には、権利者の許諾を得た上で、対価が支払われるのは当然である。還元とした意図が不明。

#### 5. いわゆる拡大集中許諾制度について

##### 【回答】

- ・ 拡大集中許諾制度が、許諾権の制限を前提とするものであれば導入に反対である。
- ・ 前述のとおり、許諾権の制限を前提としない場合には、制度導入の法的正当性をしっかり担保することが不可欠と考える。

#### 6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

##### 【回答】

- ・ 私的録音録画補償金制度が機能不全に陥っているが、私的複製がなくなったわけではなく、私的複製された著作物等が、SNS や動画投稿サイト等を含むネットワークサービスで利用されることで、権利者の利益が不当に害されている状況は変わらない。権利者の損害を補償する制度の再構築が必要である。
- ・ 主に海外の動画配信サービス事業者が、脚本家に脚本執筆を委嘱する際、著作権の買い取り（バイアウト）を迫る事例が頻発している。それでも創作の機会を失いたくないというクリエイターは泣く泣く安価な脚本料に甘んじるケースも多く、こうした海外の事業者に対しても適用される、独占禁止法等のような、個人のクリエイターの保護策を整備する必要がある。日本の知財の海外への流出が既に始まっている。クリエイターの意思に反する不公正な取引を排除し、公平で公正な権利及び報酬が保障されない限り、良質なコンテンツを生み出すサイクルは機能していかないのではないかと危惧する。

以上

## D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：協同組合日本シナリオ作家協会

### 1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

- ・当協会における脚本分野の管理率は15.3%  
※ 2017年度に公開された劇場用映画等の脚本家延べ人数と、同年度に地上波及びBS波で放送されたドラマ・アニメ・劇場用映画等の脚本家延べ人数から算出した割合＝2,841人／18,561人
- ・集中管理の促進については賛成。著作権等管理事業者として、著作権者の保護と著作物の利用を円滑にし、文化の発展に寄与するためには、大変有効であると考えている。
- ・集中管理を推進する取組として、管理事業の整備はもちろんのこと、組合員増をはかることが重要であるとして、脚本家の後進育成事業、脚本に特化した書籍・雑誌の出版事業や催事等を活発に実施してきた。今後もそれらを継続しつつ、喫緊の課題として、既存の放送・映画のみならず、配信分野での脚本家の活動の円滑化・環境整備をはかることとして、組織内で対応を検討している。

### 2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

- ・今回の「簡素で一元的な権利処理」に関する審議については、7月19日付の文部科学大臣「諮問概要」によれば、拡大集中許諾制度等を基にした権利処理方策を前提とするとされている。拡大集中許諾制度の性質上、許諾権の制限を前提とした議論となる可能性を懸念する。許諾権を制限することには反対である。
- ・仮に拡大集中許諾制度やそれに類する制度が実施された場合でも、脚本分野に関しては、組織に属している一部を除く、非構成員の大多数への対価還元の実現性は低いと考えられる。一方で、一元管理を行う団体についても、課される権利者探索の義務の程度や手数料額によってはむしろ減益となり、構成員の不利益にも繋がるのではないかと懸念する。適切な対価還元の実現性は低いと考える。

### 3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

- ・現在の取組としては、再委託のかたちで、他の権利者団体等との連携の元、CATV事業者によるテレビ同時再送信団体契約、海外での著作物使用料等徴収に関する分配等において、窓口の一元化を実現できており円滑な運用がなされている。
- ・仮に窓口の統一やデータベースの構築・運営を行う場合、特定の団体に負担を課さず、国の文化政策の一環として実施していただきたい。

#### 4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

・集中管理団体が構成員に適用することとして運用する使用料規程や利用者団体との協約等を、非構成員の著作物の権利処理に際して準用することについて、法的課題をどのようにクリアできるのかが疑問。

・非構成員は、集中管理団体の構成員が本来負うべき義務（会費、団体運営への協力等）を負担することなく、著作権等管理事業のサービスを楽しむこととなる。その一方で、フリーライドによって公平性が保たれないという構成員の不満が生じる可能性が高い。事業を組合員のために行うことを基本的性質としている協同組合である当協会においてはなおさらである。

・一方では、構成員となる可能性のある者が非構成員として集中管理団体のサービスを楽しむことに満足することで、将来的に集中管理団体の構成員が減少し、団体の維持が困難となり、却って集中管理の抑制を招くことを懸念する。

#### 5. いわゆる拡大集中許諾制度について

・「4」で回答したように、集中管理団体の弱体化に繋がり、結果的に拡大集中許諾制度によって、却って著作物の利用の促進が制限されることを懸念する。

・オプトアウトによって許諾権の実効性を確保することも可能ではあるものの、実務上、著作権者は画一的に利用条件を制限させざるを得ないと考え。著作物の利用方法や条件はケースバイケースであり、著作権者が著作物の利用を自由にコントロールできる許諾権を定めた著作権法の趣旨に反すると考える。

#### 6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

・デジタルプラットフォームサービスと権利者との地位の差によるバリューギャップ問題は、GAFA等の大手デジタルプラットフォームサービスとの間だけではなく、放送事業者等が運営するデジタルプラットフォームに関しても生じている。各社が映像コンテンツを自社配信する際の脚本使用料率は、2005年に権利者団体と利用者団体協議会とで、当時の未成熟であった配信市場の事情を考慮したうえで暫定的な料率として取り決められたが、15年以上更新されず運用され続けている。各利用者団体には更新を求め続けているが合意を得られていない。2005年当時の暫定料率の合意は、行政の働きかけがきっかけになったと聞く。現状に則した適切な対価還元が実施されるための方策を行政に策定していただきたい。まずは利用者団体協議会の再結成を働きかけていただくことを強く望む。

## D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名： 一般社団法人日本写真著作権協会

### 1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

#### 【回答】

- ・ デジタル時代に対応したコンテンツ利用の円滑化を目的に集中管理を促進するという考え方に対し、合目的的に反対するものではないが、一言で「集中管理」といってもその態様は様々であり、現時点で具体的な考え方を示すのは困難であるが、コンテンツ利用促進を名目に許諾権たる著作権の性格を弱める（補償金請求権化する等）形での「集中管理」には反対。

### 2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

#### 【回答】

- ・ 一般的に言って、「集中管理」によるコンテンツの円滑利用促進の結果、違法利用行為が減少し、使用料が適正に確保されることは、様々なステークホルダーにとって望ましい結果になるものと思われる。
- ・ 一方で、「集中管理」の在り方にもよるが、各団体への利用料配分のルール作り、いわゆるノンメンバーの関わり方等に係る具体的な制度設計にあたっては、相応の調整コストがかかるものと思われる。

### 3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

#### 【回答】

- ・ 「集中管理」の具体的な制度設計にあたっては、当然のことながら権利者情報等を一元的・集中的に管理するための新たなシステム開発が必要となるが、同開発に係る費用については国が責任を持って負担するべき。



#### 4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

**【回答】**

- ご質問の趣旨が必ずしも明らかではないが、権利者不明の著作物の円滑利用促進のためには、いわゆるノンメンバーに対する対価還元も必要と考えるが、ノンメンバーの「関与」の在り方や「対価還元」の在り方が不透明な現状では、具体的な意見表明を行うのは困難である。

#### 5. いわゆる拡大集中許諾制度について

**【回答】**

- 上記1～4と本質問項目との関係が必ずしも明らかではないが、いわゆる「集中管理」に対する現段階での考え方は、上記で回答した通りである。

#### 6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

**【回答】**

- 今後「集中管理」の議論を進めていくのであれば、権利者への対価還元や著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発に係る「伝統的な」論点にとどまらず、次世代のクリエイターの支援や、日本のコンテンツの後世への継承の在り方など、より包括的な視点で議論を行うべき。

## D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名： 一般社団法人 日本美術著作権連合 (略称：美著連)

### 1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

#### 【回答】

- ・ 組織率は、分母を10万人（国勢調査の画家、彫刻家、及びインハウス以外のデザイナーの合計数より推定）とした場合、およそ10%となる。
- ・ 美著連は権利委託管理団体ではないものの、日本複製権センター(JRRC)、SARTRAS等における美術分野の代表として活動している。JRRCへの委託は各加盟団体と個々人との間で行われたものを、美著連がとりまとめている形だが、各加盟団体では、委託率の向上に努めると共に、亡くなった会員の継承者の把握と、引き続き委託を受ける努力を行い、これ以上オーファンワークスを新たに生み出さないための活動を進めている。
- ・ 利用促進と、違法利用の防止の意味で、集中管理は有効であると考えているが、美術では著作物の利用態様も他分野とは違う事から、集中管理を進める際には、美術分野に特化した委託・管理方法の検討が必須であり、権利者の意思や作品への思いを尊重する「オプトアウト」を制度に盛り込む事も必要であると考えている。

### 2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

#### 【回答】

- ・ 利用促進、違法利用防止の効果があると思うが、美術で実現するには壁が3つある。
- 1) 検索：一元的管理にはDBが必須であるが、美術の権利者探索には「画像検索」の技術開発が必要だ。便益性を考えれば、画材、テーマ等、様々な角度からの検索も必要で、DBの構築・更新のコスト及びマンパワーの費用は大変大きく、国の支援が必要になる。
  - 2) 網羅率：美術家の多くは性分として、個人の自由意思を一義とする考え方が強く、一元的管理を生理的に好まない傾向にあるため、網羅率の低いDBしか作れない。解決には、一元的管理が許諾権を制限するものでないこと（権利者の意思を反映するオプトアウトなど）、有益性があることを示す必要があり、DBへの登録喚起の啓発活動については、国もシステムを共に考え、大きな「流れ」として権利者に協力を求める形にしたい。
  - 3) 管理：音楽分野に比べ、美術は権利委託管理業務の経験が浅い（あるいは未経験）ため、大規模で一元的な管理・処理について戸惑いを感じる。それでも一歩踏み出すなら、著作権委託管理業務のDBシステム開発、セキュリティ、経理などの経営、コンプライアンス、等について相談できる、公的で無償のアドバイザーがいると心強い。

3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

【回答】

- ・ 分野の横断を前提としつつ、DB の項目や検索は各分野の特性に沿った形でそれぞれ違う、という形で構築する方が望ましい。
- ・ オフアン実証事業実行委員会の探索で権利者が確定したものや、パブリックドメインの確認が取れた著作物を DB に加え、更に各団体が物故者の継承者の把握に努めることが出来れば、将来的には、真に便益性のある横断型データベースも実現できそうだが、美術の画像検索に限らず、国からの技術や費用の支援は不可欠である。

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】

- ・ 対価還元は美術家の創作環境向上に寄与するので、美著連が関与するのは当然である。
- ・ しかし一方で、分配業務だけでなく、探索業務にも大きな費用とマンパワーが必要なことから、その費用が手数料で賄いきれなくなるケースもある。

実際として、そのような場合であっても非構成会員のための探索と分配業務に十分な経費を準備するため、SARTRAS では大変な苦勞をしていることから、非構成会員へのサービスを行うためには、現行の考え方の緩和や見直しが必須であると考えます。

具体的には、管理団体の収益における事務管理費の比率の引き上げや、共同目的事業基金の用途の制限の緩和、業務の一部再委託の容認など、現実に即しての緩和が望まれる。

5. いわゆる拡大集中許諾制度について

【回答】

制度設計が具体的に示されていない現時点では、2 で記述した以上の回答は難しいが、『利用促進という目的について、権利者の許諾権を法で制限したり、フェアユースを容認することによってスピーディに達成する』姿勢は安易であり、同意出来ない。

また、一気に拡大集中管理へ進まなくても、まずは裁定制度を見直す（各団体のデータベースと連動させたり、全ての分野の使用料目安がネットで一覧できるなど、ワンストップの仕組みを作る）ことで、利用促進に寄与できないか、検証してほしい。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

- ・ 集中管理に協力する団体の経済的負担＋人的負担が大きい事はサートラスの事例を見れば明らか。今後、更に集中管理を進めるのであれば、負担を負う協力団体に対して、文化庁からの協力支援と共に、「国からの経済的な助成」が必要不可欠である。
- ・ プラットフォーマーが著作権侵害の是正に対応するよう、制度を整備してほしい。また、海外での著作権侵害を民間の力で是正することは難しいことから、国のサポートが受けられる制度の必要性を強く感じる。

## D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：一般社団法人 日本美術家連盟

### 1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

#### 【回答】

美術分野は、管理率が非常に低いのが現状です。管理事業者は、複数存在しますが、著作権者から管理事業に積極的に委託しようとする動機付けが乏しいと考えられます。

集中管理の促進について、利用の促進とデジタル・ネットワーク環境における著作権者の利益の保護の観点から、基本的には賛成です。但し、集中管理は管理事業法に言う「一任型」を基本にすると考えられることから、個々の権利者が独自の判断や条件を持って著作物の利用に対応するという点からは制約がありますので、集中管理の促進が私権の抑圧につながることはないよう注意する必要があると考えます。

現在の状況で最初の問題は、権利者へのアクセスルートが明確ではないということであり、一元的な管理はその先にある課題と考えます。

当連盟は、一任型と非一任型を併用する著作権管理事業により、まずは権利者へのアクセスが容易となるよう努力しております。

### 2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

#### 【回答】

簡素で一元的な権利処理の仕組みが、著作権処理の手間やコストを削減し、然るべき収益を個々の著作者・著作権者にもたらすのであれば、歓迎すべきことと考えられますが、現時点でこの「簡素で一元的な権利処理の仕組み」の具体的なイメージがわかりません。この一元的な処理のシステム構築のために、権利者の権利の切り下げや、個々の著作権管理団体の自律した活動が抑制されることのないようにしなくてはならないと考えております。

### 3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

#### 【回答】

オーファンワークス実証事業委員会では、文芸、脚本、写真、美術等の著作者団体が、裁定制度の利用円滑化に向けた研究を実施してまいりました。各分野の管理事業を経験した権利者団体が裁定制度に積極的に関与することで、制度の利用申請者に対して、その負担軽減を図るとともに、同制度の円滑な運用に向けて課題を洗い出すことができました。管理事業団体が裁定制度の運用に関与することは、各分野の実情を把握していることもあり、裁定を円滑に進めるうえで大変有効であることが確認されましたが、同時に、処理コストの問題等、運用面、法制度面で解決しなければいけない課題も多く見出されました。

#### 4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

**【回答】**

ここで、非構成員という言葉が何を指すのか、不分明であるため、回答しにくいところがあります。仮に、管理事業者の管理外の著作物著作権者と仮定するとして、そういったアウトサイダーにも個々できちんと実際の著作権処理に対応している方から、著作権処理に通じていない方、無関心な方まで様々いると想像します。

これをひとからげにして、使用料分配への関与の意義について問われても、なかなか答え難いです。個々の立場できちんと処理されている方に対して、外部の者が勝手に嘴を入れるのは全く迷惑なことになるでしょう。逆に、著作権処理がままならない方に、外部からお手伝いすることは喜ばれるでしょう。

アウトサイダーの権利処理が円滑に行われ、利用を促進し、著作権意識を高めることは、分野全体の利益につながると考えるものの、アウトサイダーを十把一絡げにして論じることはできませんし、法的関係も現時点でイメージできません。

#### 5. いわゆる拡大集中許諾制度について

**【回答】**

拡大集中許諾制度は私権への介入であることから、現行の裁定制度の限界による課題を明確にしたうえ、慎重に検討する必要があると考えます。

現行裁定制度は、オーファン実証事業委員会の研究においても、いくつかの課題が指摘されていますが、これを克服できるならば著作物の利用円滑化に向けて、有効な方法となる可能性があると考えます。

拡大集中処理については、裁定制度の改良によっても残った課題を解決するため、限定した方法として検討の俎上にあげてもよいのかもしれませんが。例えば、裁定制度の対象となった著作物に限り、次回以降拡大集中処理の対象とする等、裁定制度と部分的な拡大集中処理を組み合わせた考え方があるかもしれません。しかし、少なくとも、連絡先が判明しているような権利者にまで、拡大集中処理を及ぼすのは、そこにオプトアウトを選択できるとしても、現時点では適正ではないように思われます。

#### 6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

**【回答】 著作権所在情報の提供窓口について**

現在、一つの分野には複数の管理事業者が存在しています。また、管理事業者の管理外の権利者であっても、連絡先が判明している権利者は結構多いように思われます。しかし、そういった情報は分散しています。権利者不明著作物の取扱いについての対応と同時に、分散している情報をゲートウェイ的に提供する窓口の仕組みがあれば、利用に資するのではないかと考えます。また、このような仕組みは、規模の大きい管理団体であれば分野全体の利益に資する活動として実施できるかもしれませんが、規模の小さな管理団体しかない分野では負担が大きいため、出来ることであれば、行政が著作権制度運用のインフラ整備の一環として構築いただくのが望ましいのではないかと考えます。

## D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名： 公益社団法人日本漫画家協会

### 1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

#### 【回答】

- ・ 組織率 分母である日本国内の漫画家総数を約2万人（出版物貸与権管理センター著作者登録総数より）と仮定した場合、弊会の現在の会員総数約二千五百人での組織率は単純計算で12.5%となる。
- ・ 集中管理の促進について 今後の国際的なコンテンツの相互利用や読者、二次使用を希望するユーザーの利便性の向上を図る意味でも賛成だが、丁寧に段階を踏み、制度としてどこかに不利益を生じさせないことはもちろん、不透明な仕組みに見えないよう配慮しながら促進する必要がある。
- ・ 弊協会では著作権管理事業の認定を受け、まずは物故作家などを中心にアーカイブの分野で作品が埋もれずに利活用されるよう取り組み始めたところである。

### 2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

#### 【回答】

- ・ コンテンツと利用者を近づけることで利便性が上がり、正規利用を促進させることが期待できる。またそのことによって海賊版の抑制につながることも期待される。
- ・ データベース構築や分配の仕組みの調整に大変なコストと労力が見込まれることが懸念される。

### 3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

#### 【回答】

- ・ 分野によって組織率に大きな隔たりがあり、また分配能力など実務についても差がある。先に回答した通り弊協会の組織率はまだまだ低い水準にあり、漫画分野に特化したと仮定しても一元化した権利処理を実現するためには組織率の向上は欠かせない。その上複数の権利団体との連携で権利処理を行う、という概念自体が著作権者に充分理解されているとは言い難い現状があり、そのようなコンテンツの利活用がデジタル化社会からの強い要請であることのみならず著作者自身に及ぶメリットをいかに周知できるかが当面の課題。
- ・ まずそれぞれの分野が一元的な権利処理を目指し、必要に応じて横断的に連携することにより、最終的にオーファンの問題の解消や統合的なアーカイブ作品の利活用など全体的かつ俯瞰的なコンテンツの運用が見込まれる。
- ・ 非構成員への分配実績を積み上げ、データベースの拡充を図っていく必要があるが、漫画分野唯一の公益社団法人である職能団体としてその責務を果たしていきたい。

#### 4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

**【回答】**

- ・ 賛成 現在実施されている教育分野での補償金制度を例にするならば、幸いにして漫画分野での補償金対象は、対応可能な処理数で推移することが予想される。構成員に限らず可能な限り非構成員についても分配対応することで補償金が一律かつ効率的に権利者に分配することができる。著作権者の理解は大前提ながら弊協会が漫画分野での非構成員に対する対価還元にも責任をもって関与し分配効率の向上などに貢献することは、弊協会の構成員の拡大につながることも期待される。

#### 5. いわゆる拡大集中許諾制度について

**【回答】**

- ・ 非構成員の方々からのご理解があって初めて成り立つ考え方であり、将来的な課題としては視野に入れるべきなのかも知れないが、制度の在り方については慎重に検討していくべきと考える。

利用の簡便化が時代の要請であることは理解するが、著作権の本来の趣旨である「創作活動の保護」という趣旨を逸脱するようなことがあってはならない。「許諾権」は漫画の海賊版を対策するために必要不可欠であるし、業種によっては交渉機会としての生命線である。

#### 6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

**【回答】**

- ・ 対価還元に関する考え方は前述のとおり。著作権侵害の最大の課題は海賊版対策となるが、コンテンツの正規利用の利便性を上げることにより海賊版の自然な減衰を目指しつつ、罰則規定などでしか対応できない事例などがあるとなれば、丁寧に精査し対策を検討したい。著作権制度の普及啓発は分野ごとに発信することも大切だが、著作権者全体としての普及啓蒙も必須であると考え。そういったあらゆる活動において積極的に発信したい。



## D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：一般社団法人日本音楽著作権協会

### 1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

#### 【回答】

- 「音楽著作物の権利者全体に占める当協会の委託者（構成員）の割合（≒組織率）」や「音楽著作物全体に占める当協会の管理著作物の割合（≒カバー率）」については、当協会の委託者ではない権利者（非構成員）や非管理著作物の総数を把握できないため、回答することが難しい。
- ただし、商業的に流通している音楽著作物については、作詞者・作曲者が当協会の委託者ではない場合にも、音楽出版者等を通じて当協会（又はNexTone社）に管理が委託されていることが一般的であることから、大部分が集中管理団体に管理されていると思われる。
- 権利者の権利行使の実効性を高め、利用者の利便性にも資することから、集中管理の促進には基本的に賛成である。ただし、いわゆるDIYクリエイターなどが増加している状況も踏まえ、集中管理を望まない権利者もいることに十分配慮すべきである。
- 信託契約締結手続の電子化など、権利者が簡便に当協会に管理委託をすることができるようにするための検討を多角的に進めている。

### 2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

#### 【回答】

- 少なくとも音楽著作物（歌詞・楽曲）の分野においては、現行制度を基にした集中管理（団体）の仕組みにより、簡素で一元的な権利処理が既に一定程度機能していると考えている。
- 現状以上に簡素で一元的な仕組みを新たに制度的に設けようとする、権利者の権利の切り下げにつながりかねないことが懸念される。

### 3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

#### 【回答】

- 一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会（MINC）と連携して、音楽分野のデータベースの構築に取り組んでいる。
- 一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）については、複数の分野の権利処理の窓口が統一され利用者の利便性が向上するなどのメリットも大きいものの、様々な立場から多様な意見を持つ各権利者（団体）の意見を集約して分配に係る仕組み等を構築することの難しさも感じているところである。

#### 4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

##### 【回答】

- 商業的に流通している音楽著作物については、作詞者・作曲者が当協会の委託者ではない場合にも、音楽出版者等を通じて当協会（又は NexTone 社）に管理が委託されていることが一般的である。この場合、当該音楽出版者等を通じて委託者ではない作詞家・作曲家（非構成員）にも対価が還元される仕組みが既に存在している。
- 当協会が管理していない楽曲の権利者（非構成員）に対する対価還元に関与することについて、管理団体としてのメリットは特段想定されない。
- むしろ、明確な意図を持って当協会に管理を委託していない権利者も相当数存在すること、対応するためのシステムや業務フローの改修には相当のコストが生ずる可能性があることなどを踏まえると、そういった権利者の対価還元に関与することには困難な点が多い。

#### 5. いわゆる拡大集中許諾制度について

##### 【回答】

- どのような分野を対象と考えていて、実際にどのような問題が起きているかという立法事実が明らかにならないと明確な賛否はいえないが、以下の点に十分留意して、慎重に検討すべきである。
  - ・ 許諾権を一律に制限する制度を設けることは、「権利保護」の観点から望ましくない。仮に対象分野等を限定して導入する場合であっても、実効的なオプトアウトの仕組みを併せて設ける必要がある。
  - ・ 少なくとも音楽著作物（歌詞・楽曲）の分野では、既存の集中管理（団体）の仕組みで基本的には対応可能である。また、管理団体が集中管理している楽曲であっても、使用料額の決定権を各権利者が有している場合（外国曲のシンクロ利用など）など、そもそも拡大集中許諾制度にはなじまない利用もある。
  - ・ 制度設計によっては、本来利用者が負担すべき権利処理コストをそのまま権利者（団体）に転嫁する制度になりかねないため、非構成員の搜索、分配などに係る集中管理団体のコスト負担の在り方についてあらかじめ決めておく必要がある。
  - ・ 拡大集中許諾に基づき集中管理団体が徴収する使用料について、分配対象の権利者の所在等が判明しない場合の取扱い等について、整理しておく必要がある。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

- 「権利保護・適切な対価還元」と「利用円滑化」の両立を基本とするのであれば、既存（過去）のコンテンツの流通促進の観点だけではなく、創作者が新たなコンテンツを不断に作り続けるための仕組み・制度をどう整えていくかという観点こそが重要である。
- なお、このような観点の下、新たに創作されるコンテンツについて契約に基づく権利処理や権利情報のデータベース化を進めることで、権利者不明問題等については、拡大集中許諾のような制度を導入することなしに相当程度解消できるものとする。

## D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：一般社団法人日本レコード協会

### 1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

#### 【回答】

商業用レコードの放送二次使用料請求権及び放送番組配信に係るレコード送信可能化権等について、当協会の集中管理に委託するレコード製作者の組織率は90%以上と推計され、2020年11月からは、インターネット独自番組の一斉同時配信等（いわゆるウェブキャストイング）についても、レコード送信可能化権の集中管理を開始し、委託者からウェブキャストイングに係る権利管理委託も追加で取り付けている。集中管理事業化を検討するに当たっては、委託者である各レコード製作者の基幹ビジネスと競合しない利用であることを前提に、適切な水準の対価還元、権利処理の取引コスト低減等の観点から、メリット・デメリットを丁寧に見極める必要がある。

### 2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

#### 【回答】

集中管理によってレコードの利用機会が増加して権利者への対価還元が拡大する状況が期待される一方、既に権利者が個別に利用者から許諾料を得ている場合は、集中管理の導入によって自らへの配分が減少する惧れもあり、とりわけ、商業ベースで流通しているレコードの集中管理事業化にあたっては慎重な検討を要する。また、権利者による自己管理であれば、許諾申請受付の段階でレコードの利用態様を確認した上での諾否判断が可能となる一方、応諾義務が伴う集中管理の下では、権利処理手続が簡素化される中で、権利者が本意としない態様でのレコード利用の発生が懸念される。

### 3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

#### 【回答】

放送関連その他の権利管理（二次使用料請求権、放送番組配信・ウェブキャストイングに係るレコード送信可能化権等）について、当協会が他のレコード製作者団体から復委任を受ける形でレコードについては一元的な管理窓口となっている。また、レコード製作者団体の他、音楽著作権団体・実演家団体とも連携して、音楽権利情報等を横断的に集約化したデータベースの整備及び公開を進めており、本年4月に設立された「一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会」が運営する「音楽権利情報検索ナビ」を基盤として、散在する音楽権利情報等の更なる拡充を図っていく。

#### 4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

**【回答】**

簡素で一元的な権利処理を実現するために、集中管理団体はまずは委託者の組織率の向上に努める必要がある。また、集中管理団体を窓口として非委託者にも対価還元を行う仕組みを考える場合、集中管理団体が一定の役割を担う重要性は理解するものの、他方で、非委託者に対して対価還元を行うために必要となる人的・物的コストの取扱いが課題となる。集中管理団体は、委託者の利益拡大が重要ミッションとして期されている中、非委託者分の使用料管理（分配留保金の管理、非委託者からの分配請求対応等）に要する諸経費を、本来であれば委託者に配分されるべき使用料原資の一部を費やす事態に陥ることが懸念される。委託者の利益を損なうことなく非構成員への対価還元を図るためには、集中管理団体だけでなく、利用者側の関与も必要とされる。

#### 5. いわゆる拡大集中許諾制度について

**【回答】**

拡大集中許諾制度は、相当数の権利者を管理する集中管理団体が前提とされており、全ての権利分野においてあまねく検討できるものではないと理解している。また、同制度は、オプトアウトの可否を問わず、非委託者においては権利制限に類する効果を発揮し得ることから、利用目的の公益性・利用実態や権利者に及ぼす不利益など、スリー・ステップ・テストに照らしながら、同制度が実際に機能し得る権利分野・利用分野を精査する必要がある。また、非委託者分の使用料管理については、前述4のとおり、集中管理団体に発生する人的・物的コストの取扱いも課題である。

#### 6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

**【回答】**

プラットフォームサービスと権利者との間に生じているバリューギャップの解消について、2019年に成立したEUの「デジタル単一市場における著作権指令」では、大量のUGCを公開し一定以上の規模を有する動画投稿サイト運営事業者を公衆伝達行為の主体と認定し、権利者との契約締結と無許諾配信の防止を求める枠組みが規定されている。わが国においても、EU加盟国における国内法整備の状況や実際の運用状況を参照しながら、時機を逸することなく同様の法的枠組みを検討する必要がある。また、長年にわたって検討されてきた私的録音録画の問題についても、DX時代を見据えた対価還元施策を検討すべきである。

## D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：公益社団法人日本芸能実演家団体協議会・実演家著作隣接権センター

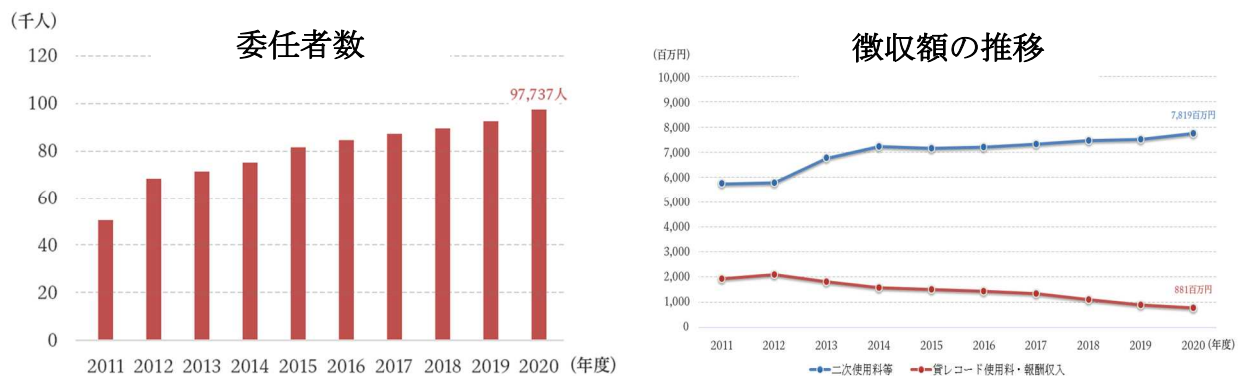
### 1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

#### 【回答】

・芸団協C P R Aは、指定団体として、放送・有線放送、レンタル事業者が商業用レコード収録された実演（レコード実演）を利用する場合などのほか、著作権等管理事業者として、放送用録音や放送同時配信における利用について、集中管理を行っている。

・芸団協C P R Aは、放送番組のインターネット配信やウェブキャスティングにおける音楽の利用が広がりを見せる中、利用のニーズに対応すべく、集中管理範囲の拡充に努めてきた。

・委任者数や、徴収額の推移は下表のとおり。



・集中管理の仕組みについては発表用資料記載のとおり。

### 2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

#### 【回答】

・「簡素で一元的な権利処理」が、処理の簡略化のみを追い求めて、実質的にクリエイターへの意思や権利が蔑ろにされることがあってはならない。

・芸団協C P R Aの実施している集中管理は、既に「簡素で一元的な権利処理」を実現しているものと認識している。

→「簡素で一元的な権利処理」の、具体的内容を明らかにした上で、改めて、関係当事者からの意見を丁寧に聴取し、デジタル時代における公正な利用と権利保護のバランスを実現できるように慎重に検討すべき。

・現行制度下で既に存在する多様な集中管理に関する制度（例：指定団体制度、指定管理団体制度、著作権等管理事業法に基づく集中管理、著作権法上の固有の規定に基づかない集中管理など）の特性や実態をいったん整理した上で、新たな制度や政策の在り方を検討すべき。

・「簡素で一元的な権利処理」を検討する上では、複数の管理事業者が公正な条件の下で競争することで、著作物等の公正な利用と権利保護を実現する趣旨で制定された著作権等管理事業法との関係を再度整理し、必要に応じて、その見直しも検討すべきであると考える（競争原理⇔一元化）。

3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

【回答】

・芸団協CPRAは、一般社団法人授業目的公衆送信補償金等管理協会（SARTRAS）の構成団体として、設立時より積極的に関与してきた。授業目的公衆送信補償金の処理においては、利用者である教育機関等の作業負荷の増大に配慮し、必ずしも正確な利用報告を受けられない一方で、分配は精緻なものとするよう求められるという矛盾が存在。精緻な分配には正確な利用データも必要となることに留意すべき。

・デジタル時代における権利情報の集約化は、権利処理の円滑化に資することはもちろん、使用料等を権利者に分配する上でも非常に重要である。

・芸団協CPRAは、文化庁の実施する権利情報集約化の実証実験等にも精力的に参画し、本年4月には、音楽関係団体等とともに、「一般社団法人音楽情報プラットフォーム協議会（MINC）」を設立した。MINCを中心とした権利情報集約化を進めることで、これまで個別の団体ごとに行われていた情報収集・管理等の作業が一本化されることによる業務の効率化が期待できる。

・実演家の場合、一つの作品に対して多数の者が多様に参加するため、実演家団体のみで、これらの権利者を正確に把握することは非常に困難な作業となる場合がある。しかし、こうした枠組みを通じて、関連団体等と連携するなどして、音源制作時における参加実演家の情報を収集することができれば、より効率的な権利情報収集が実現できる。

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】

・商業用レコード二次使用や貸与に関する報酬請求権は、指定団体のみが行使できることや、実演家の権利の認知度が必ずしも十分でないことから、芸団協CPRAは、非委任者（非構成員）の権利の取り扱いについては特段の注意を払ってきた。

・具体的には、利用報告された楽曲の権利者が非委任者であった場合、当該権利者の委任取得に努めるとともに、その権利者が委任者となった時点で、一定の期間内であれば利用の時点に遡って分配が受けられる仕組みを、権利者合意に基づく分配規程により実現している。

・ヨーロッパの実演家団体においても、類似の取組みを行っている例が数多く見受けられる。

・このように、法の要請によらずとも、非構成員の権利を守る取組みは既に実務上存在している。

・非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元を検討する上では、このような実務上の取組みにも、十分に留意する必要がある。

## 5. いわゆる拡大集中許諾制度について

### 【回答】

・拡大集中許諾制度は、非委任者の権利処理円滑化に有効に機能する場合もあり得ると考えるが、著作物等の種類や利用態様等によっては適さない場合があることに留意する必要があり、円滑化を目指すあまり、クリエイターの意思や権利が蔑ろにされることがあってはならない。

・既に文化庁「平成29年度法制・基本問題小委員会の審議の経過等について」において整理されたとおり、法的な正当化について更なる検討を重ねるとともに、具体的にどのような利用態様や著作物等を対象に拡大集中許諾制度の導入を検討するのかを明確にした上で、わが国の実情に照らした方策となるように丁寧に議論をすすめるべきである。

・前述の非委任者の権利を守る実務上の取り組みや、令和3年5月26日に成立した改正著作権法に放送番組の同時配信等における被アクセス困難者への対応が盛り込まれたことをふまえれば、少なくとも芸団協C P R Aが集中管理を行っている実演の利用に関しては、非委任者の権利処理円滑化が問題となるケースはほとんど存在しないのではないかと考えられる。

・また、検討にあたっては、諸外国における拡大集中許諾制度に関する最新動向のフォローアップも並行して進めるべきである。

## 6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

### 【回答】

・DX時代において、実演家の活動を取り巻く環境は急激に変化しているものの、実演家がコンテンツ、ひいては文化芸術の担い手であることに何ら変わりはない。

・こういった激動の中でも、実演家の権利や立場がしっかりと保護され、良質なコンテンツの創出サイクルが守られるような仕組みづくりをしていく必要があることから、審議事項（2）において検討が予定される「クリエイターへの対価還元」や「バリューギャップ」の問題について、諸外国（特にEU各国）の最新動向も注視しつつ、むしろ積極的に検討を進めるべきである。

・当センターの集中管理に関する直近の課題として、ウェブキャスティングに関する集中管理の拡充問題がある。現在は、集中管理の対象となる利用対象が限定的であることから、ウェブキャスティングにおける利用のニーズに十分に対応できていない。令和3年3月11日付の総務省「ウェブキャスティング事業者の権利処理における課題及び要望 取りまとめ」においても、ウェブキャスティング事業者から、対象となるサービスが限定的であることから、管理対象拡充の要望が示されている。



## D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名：一般社団法人日本映像ソフト協会

### 1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

#### 【回答】

- ・ 映画の著作物に関しては、著作権等管理事業者は存在せず管理率は0%である。
- ・ 映画の著作物に関しては映画製作者の自己管理により著作物の利用許諾が行われている。管理事業者による集中管理は必要ない。
- ・ 著作権法 29 条, 91 条 2 項等で、映画製作者に権利を集中することにより、映画の著作物の利用円滑化が図られている。これにより、クリエイターはリスクを負担することなく対価を取得できている。

### 2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

#### 【回答】

- ・ 映画製作者は映画の著作物の著作権者であるとともに、原作・脚本などの原著作物の利用者であり、映画の著作物に録音されている音楽の著作物の利用者でもある。これらの権利者の権利処理は、通常は元栓処理が行われており、円滑な運用がなされている。
- ・ 例外的な事案であるが、実演家の個人の尊厳を尊重する観点から、著作権法 91 条 2 項で二次利用ができる場合であっても出演女優の強い意向で二次利用を行わない作品もあると聞いている。このような作品が簡素で一元的な権利処理によって、二次利用されてしまうことが懸念される。

### 3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

#### 【回答】

- ・ 映画の著作物については、複数の権利者団体による連携の例として私的録画補償金管理協会の例があった。しかし、東芝補償金訴訟判決によって、同協会は解散に追い込まれた。現状では複数の権利者団体による連携は、存在していないと認識している。

4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

【回答】

- ・ 映画の著作物に関しては、集中管理が行われておらず、構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与を行っていない。まして、非構成員に対する対価還元への関与を考えていない。

5. いわゆる拡大集中許諾制度について

【回答】

- ・ 映画の著作物の原著作物や録音録画されている著作物が、いわゆる拡大集中許諾により利用できることは、権利処理が容易になる面はあるかもしれないが、信頼性のある管理団体の存在と関係者の納得を得ることが大前提であると思われる。
- ・ 映画の著作物は、そもそも著作権の集中管理団体が存在せず、拡大集中許諾の前提を欠いていると思われる。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

【回答】

## DX時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名： 日本新聞協会 新聞著作権小委員会

### 1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

#### 【回答】

- ・新聞協会あるいはその関連組織では、著作権等の集中管理は行っていない。記事のクリッピング許諾、二次利用許諾などは、各新聞社で窓口を設けて人員を配置し、対応している。各社を横断する集中管理窓口があれば、利用者にとっては便利だろうと思われるが、記事ごとの権利者判断の煩雑さ、各社の許諾料金の差、など諸課題があり、具体的な検討段階には至っていない。
- ・それに代わるものとしては、日本複製権センターに新聞著作権協議会（67社）が権利委託し、包括料金による複製許諾が実施されている。大手紙、ブロック紙、地方紙の多くに加え、8月には日本経済新聞も新たに参加し、全新聞部数に占めるカバー率は相当の高率になると思われる。

### 2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

#### 【回答】

- ・新聞記事の二次利用許諾について考えると、テレビ番組向けなどに1か月の包括料金（サブスクリプション）を用意している例もある。1記事ごとに許諾をとる手間がなく、テレビ局には好評だ。
- ・また、日本複製権センターの包括料金では、ユーザーの所属人数×所定料金という「簡便さ」により、好評を得ている。ただし、「どこまでの権利を集中管理団体に預けるのか」が難しい。同センターについても、現在は「公衆送信権」「クリッピング許諾」は委託していない。「二次利用」の市場においては、各社が付加価値をつけて個別に収益化したいメニューが存在しており、ユーザーの利便性とどこで折り合いをつけるか、という問題がある。
- ・上記以外の、緊急を要しない二次利用については、使いたいコンテンツを事前にきちんと提示してもらい、適切な許諾料金を請求するのが大原則。根拠の薄弱な包括料金や推定許諾など、過度な「簡素・一元的処理」は、対価が過小ないし過大になりかねず、なじまないと考える。不正利用等を防ぐチェック体制も必要だ。

### 3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

#### 【回答】

- ・日本複製権センターを例にとると、複数の分野が参画しているが、利用報告・分配のルールを厳格に規程化し、うまく運営されている。ただし、ユーザーからの複製利用は全量報告が事実上不可能であり、サンプル報告となっている。ユーザーの種類・規模・地域性などが全て適切に反映されたサンプル抽出であるかどうかなど、なかなか難しい問題も含んでいる。
- ・「日々大量に作成される新聞記事を、その日の早朝に各社横断データベースとして公開し、利用者がオンライン上で利用・課金できるような仕組み」は、新聞各社の購読（一次利用）と利益が相反する面が大きく、実現は困難と言わざるを得ない。二次利用については、日本複製権センターの他にも、適切な著作権処理済みのデータベース事業者あるいはクリッピング事業者による、実質的な「窓口統一」「データベース整備」は、現実的に進行中である。

#### 4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

**【回答】**

- ・日本複製権センターには、新聞協会非加盟社であっても、個別に権利委託が可能と思われる。その方法であれば、適切な対価還元が可能であろう。

#### 5. いわゆる拡大集中許諾制度について

**【回答】**

- ・ノンメンバーの著作物を管理することの正当性、対価還元の手法、などがポイントであろう。少数意見をきちんと吸い上げて、慎重に検討するよう要望する。
- ・新聞協会について言えば、管理団体となって拡大集中許諾を担うことは難しい。日本複製権センターなどの既存団体の活用を図る方が、迅速な進展が可能であろう。

#### 6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

**【回答】**

- ・適切な対価還元を図るためには、プラットフォームを舞台とする著作権侵害の是正がぜひとも必要と考える。2例を挙げる。

新聞社A社が、権利侵害コンテンツとして削除要請をする件数は月間約150件（内訳は大手プラットフォームが約80%）。通常の記事利用許諾料（ネット掲載）が1件2万円ほどなので、月間の損害額は、把握できた分だけでも300万円ほど。

また新聞社B社が記事照合ソフトを使って発見した記事の無断複製や転載は月間1万件近く。この被害額想定は単純計算で月額1億円前後。人手の面から削除要請が追い付かず、お手上げ状態となっており、被害の真の実態は容易につかめない。

以上の想定を全国紙5紙に広げれば、単純計算で年間60億円相当の損害想定となる。ブロック紙・地方紙・スポーツ紙などを含めて、覚知されていない膨大な無断利用件数、覚知しても運営主体が不明な掲示板なども考慮すれば、新聞全体の損害額はその数倍に上るといふ推定も可能となる。これはあくまで記事利用料をもとにした一つの試算であって、本来ユーザーが新聞社のサイトを訪問してくれれば得られる広告収入等による収益機会の損失は含まれていない。それも考慮すれば、被害額はさらに拡大する。

EU著作権指令など諸外国の事例は、プラットフォームがより重い責任を担う方向であり、非常に参考になる。我が国でも至急、検討を開始すべきではないか。

## D X時代に対応した著作権制度・政策の在り方に関する意見

団体名： 日本書籍出版協会・日本雑誌協会

### 1. 分野における著作権等の集中管理の状況と集中管理に関する意向・考え方

出版者著作権管理機構（JCOPY）における受託出版物点数は、書籍約 23 万点、定期刊行物 930 点となっている。また、日本出版インフラセンター（JPO）に登録されている出版物点数は約 230 万点で JCOPY の委託率はそれを母数とすれば、約 10%となる。また、JCOPY は英米等の海外管理団体との相互契約を締結しており、これらの国の著作物についても管理している。

この他、日本複製権センター（JRRC）が管理する出版物・著作物は、学協会発行のものが定期刊行物約 2,500 点、書籍 3,000 点、著作権者単位で権利委託をしているものが著作者数で約 15,000 名ある（出版物点数については不明）。

### 2. 簡素で一元的な権利処理への期待・懸念について

今般の検討においては、主たる目的として「通常市場に流通していない（アウトオブコマース）作品や一般ユーザーが創作した UGC 作品など著作権者へのアクセスが難しく著作権の処理が困難になりやすいコンテンツを利用場面等に即して簡素で一括的に権利処理できるよう」にするとされている。

著作物のうちには、そもそも市場流通を行うことで対価還元を目的とするという意図を持たずに制作されるものも少なくなく、このような著作物において何らかの形で著作権者の許諾が擬制されることで流通の円滑化が図られることには一定の意義があると考えられる。

しかしながら、「通常市場に流通していない作品」について、一律に制度の対象とすることについては問題が大きいと考える。当初、市場流通によって対価還元されることを目的として制作され流通していたものが様々な理由によって流通が途切れてしまう場合も非常に多い。これらの著作物は市場流通になじまないものではなく、何らかのきっかけによって再度市場での流通が復活する可能性を持っているといえる。そのような著作物について、本来の利用を妨げるような範囲において著作権者の意思を反映しない利用が行われることは当該著作物の将来の市場流通の可能性を奪い、ひいては著作権者への対価還元にもマイナスの影響を与えるものであると考える。

一元的な権利処理の制度を導入するのであれば、現在の著作物流通における許諾手続き、対価支払の実態を分野ごとに検証することが必要であり、その場合、利用対象の代替性の有無、一元的管理によって享受できるメリットとそれを実現するためのコストとのバランスを見極めることが必要であると考えられる。その意味で、運用開始されている授業目的公衆送信補償金制度や、2年後の法施行・運用開始が予定されている図書館等公衆送信補償金制度の実際の運用・検討の中でどのような問題が出ているかをしっかり把握したうえで、次の検討をすべきであると考えられる。

さらに一元的な権利処理においては、著作者人格権への配慮が欠けることがないように留意すべきであると考えられる。特に翻訳、翻案のみならず同一性保持権の侵害を伴う恐れがあるような利用形態に対しては、一元的な権利処理の対象からは除外すべきであると考えられる。

### 3. 複数の権利団体による連携（例：授業目的公衆送信補償金制度の一般社団法人 授業目的公衆送信補償金等管理協会等の仕組み）や、権利者情報等データベースの整備など分野を横断した権利処理の円滑化の取組について

特になし

#### 4. 非構成員に対するコンテンツ利用に関する対価還元への関与について

一元的な権利処理が必要とされるケースとして掲げられている、アウトオブコマース作品、UGC 作品等においてはそれらを網羅したデータベースは存在せず、今後も構築することは極めて困難であると思われる。そのような状況において、権利者への対価還元をどのように行うことを想定しているのか。既に制度自体が成立している授業目的公衆送信補償金制度や2年後の法施行が予定されている図書館等公衆送信補償金制度においても、権利者への適切な分配をいかに実現するかが極めて大きな問題となっている。

拡大集中許諾制度に限らず、包括的に徴収する著作権使用料の分配可能性については法制面のみならず技術的な解決策の研究も必須であり、確実な分配方法の実現可能性が並行して検討されるべきである。

徴収されても適切な分配先が確保されず、分配の透明性が担保されない状況が生じた場合には、同制度自体のみならず著作権制度そのものへの信頼が損なわれ、ひいては権利者保護に対する障害となってしまう恐れすらある。

想定される立法事実と成立した制度の適用範囲との間に齟齬が生じ、本来、同制度によってカバーされるべきでない利用許諾がなされることで権利者が不測の損害を被るようなことがあってはならないと考える。

#### 5. いわゆる拡大集中許諾制度について

拡大集中許諾制度は、権利委託の意思を表明していない著作権者の著作物に対しても官営団体による許諾を行うものである以上、その要件定義は厳格に行われる必要があり、同制度を導入するに足る十分な立法事実の検証がなされる必要がある。

また、許諾権が留保されていると言っても、現実には利用許諾は行われてしまうことになり、その許諾が当該著作権者の意に反したものであった場合に、どこまで事後的な救済措置を講じることができるかどうかも定かでない。

上記を勘案すれば、その制度設計においては先に述べた問題点に加え、以下のような点についても十分に検討する必要があると考える。

\*既存の管理団体のカバー率が相当程度に達している分野がどの程度存在しているか？

\*カバー率が例えば半数にも満たない場合にその団体に拡大集中許諾を認めることが適当か？

\*日本の著作権等管理事業法においては、同一分野における複数の管理団体の存在を前提にしているが、それとの整合性をどうとるか？

さらに、一般ユーザーが制作するコンテンツにおいては、第三者の著作物を著作権の制限規定の範囲を超えて無断で利用しているケースが、コンテンツ制作を業とする事業者のコンテンツに比して圧倒的に多いと予想される。そのような場合に、当該一般ユーザーが正当な権利者であることの証明は困難であり、拡大集中許諾によってそのような第三者の権利を侵害している著作物の利用を許諾してしまった後に真正の権利者がどのように保護されるのかについても懸念がある。

仮にこの制度が導入されたとした場合には、その導入は、ある程度、画一的な形で「広く薄く」権利処理がなされることが利用者にとってだけでなく権利者にとっても利益をもたらす分野に限定すべきである。いったん成立した制度は当初の立法事実の範囲を超えて、無制限に拡大してしまう恐れがある。利用範囲を明示的に特定しない拡大集中許諾制度の導入には反対せざるを得ない。

6. その他（権利者への対価還元、著作権侵害への対応、著作権制度の普及啓発等について）

海賊版をはじめとする著作権侵害に対する損害額は権利者に立証責任があるが、インターネット上での侵害については、賠償額算定において非常に困難な状況になっている。これに関して、懲罰的損害賠償制度や法定損害賠償制度の導入、著作権法第114条1項の「著作権者等の当該物に係る販売その他の行為を行う能力に応じた額を超えない限度において、著作権者等が受けた損害の額とすることができる。」との規定を改定し、侵害者に対しては通常 of 著作権使用料より高額の使用料を適用できるようにする等の見直しをお願いしたい。